

別記第1号様式(第5条第1項)

## 御宿町地域福祉センター使用許可申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人  
御宿町社会福祉協議会長 様

使用申請者 住 所  
電 話  
氏 名 印

次のとおり御宿町地域福祉センターを使用したいので申請します。

使用団体名	
使用目的	
使用年月日	令和 年 月 日 ( ) 曜日
使用時間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
使用施設	生きがいホール ふれあいの間 (大・小) 憩いの間 相談室 その他 ( )
使用設備	テレビ ビデオ カラオケ ワイヤレスマイク その他 ( )
予定人数	男 名 女 名 計 名
使用料	無料 ・ 有料 ( 円)
特記事項	御宿町地域福祉センターの設備や備品等の使用については、火気・戸締り・掃除等の後始末を行い、当該使用に起因する破損・事故等については一切の責任を負うことを確約します。

\*裏面の必要事項を必ずお読みください

## (申請前に必ずお読みください)

# 御宿町地域福祉センター設置及び管理 に関する条例並びに管理運営規則抜粋

- 福祉センターの業務は次に掲げるとおりとする。
  - (1) 住民福祉の向上のために開催される研修・講座・会議等に関すること。
  - (2) 住民の談話・娯楽・教養の向上等に関すること。
  - (3) 住民の福祉増進のために行われる場の提供等に関すること。
  - (4) 社会福祉事業関係等に関すること。
- 福祉センターを使用する者は、使用許可申請書を使用日の3日前までに社会福祉協議会の会長に提出し、許可を受けなければならない。

ただし次に該当すると認めるときは、その使用を制限し、又は拒むことがある。

  - (1) 営利を目的とすると認めるとき。
  - (2) 伝染病疾患を有すると認めるとき。
  - (3) その他管理上支障があると認めるとき。
- 福祉センターの使用料は、無料とする。

ただし、町内に住所を有しない者については一人一回 500円とする。
- 福祉センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 福祉センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、社会福祉協議会の会長が必要と認めたときには、臨時に休館し、又は休館日を変更することがある。
  - (1) 土曜日
  - (2) 国民の祝日
  - (3) 国民の祝日が土曜日にあたる時はその翌日
  - (4) 12月29日から12月31日まで及び1月2日、1月3日